

## 都の家庭福祉員制度と国制度との比較一覧

都の家庭福祉員制度		国の家庭的保育事業	
目的	保育技能・経験を有する者がその家庭において、保育を要する子どもを保育することにより、児童福祉の向上を図る。	個人実施型	保育所実施型
実施主体	区市町村	次の要件すべてを満たす区市町村 ①入所待機の低年齢児がいる。 ②0歳児を保育する保育所がある。	家庭的保育者が、保育所または児童入所施設と連携を図りながら、低年齢児の保育を行う事業 保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う事業
対象児童	3歳未満 区市町村が保育を必要と認めた乳幼児	3歳未満 日々保育に欠ける低年齢児	6歳未満 日々保育に欠ける就学前児童
規模	3人以内。補助者と2人で保育する場合は5人まで	3人以内。補助者と2人で保育する場合は5人まで	家庭的保育者自身の居宅または賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所
実施場所	家庭福祉員の自宅	保育士、看護師、保健師、助産師、教員及び区市町村が実施する研修修了者で、保育経験を有する者	保育士、看護師(保健師・助産師も可)
資格	登録時年齢 年齢制限	満25歳～満62歳 満65歳までの者	—
保育者の要件等	養育する子 環境	現に養育している6歳未満の子どもがいないこと 家庭環境が健全であり、子どもの保育に専念できること	現に養育する就学前児童または介護の必要なものがいないこと —
認定及び連携	保育所	区市町村が認定した者	区市町村と委託契約を結んだ連携保育所の支援を受ける。
施設の基準	保育室 屋外遊技場	9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上 —	9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上 遊戲に適する庭、又は付近に公園・空き地等があること。
保育時間	保育料	区市町村が定める。(概ね午後6時まで) —	—
保育料	保育の手続き	要綱上は規定していない。(区市へ申込21、家庭福祉員へ直接申込16、市を経由して家庭福祉員へ申込3)	家庭的保育の申込の代行、市町村の認定を受けた児童の保護者に対してあっせんまたは紹介
運営費補助基準額	運営費の負担割合	児童1人あたり 81,200円 都1／2、区市町村1／2	①児童1人あたり 36,600円、②保育所人件費等年額(基本分300,000円+加算分 家庭的保育者1人につき200,000円) 国1／3、都1／3、区市町村1／3
19年6月1日現在数	家庭福祉員 受託児童数	621名 1,223名	家庭福祉員 7名 受託児童数 17名